

令和 5 年度の主要事業

I 学校教育の充実

1 公立小中学校及び義務教育学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

令和 5 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 97,229 人、中学校は 50,937 人で、前年度に比較して小学校は 2,112 人の減、中学校は 1,094 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 4,762 学級、中学校は 2,216 学級で、前年度に比較して小学校は 73 学級の減、中学校は 18 学級の減となっている。

教職員数は、12,233 人で前年度に比較して 52 人の減となった。

（小学校には、義務教育学校前期課程を、中学校には、義務教育学校後期課程を含む）

2 信州少人数教育推進事業（義務教育課）

(1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

（教員配置の実績） 小学校 146 校（算数） 中学校 27 校（数学・英語）

(2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

小学校（1・2 学年） 107 校

(3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学校に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校（4～6 学年） 104 校

(4) 中学校 1・2・3 学年 30 人規模学級編制事業

中学校 1・2・3 学年において、国基準（40 人）による平均生徒数が 35 人を超える場合、少人数学習集団編成事業との選択で、2 年生へは 24 年度、3 年生へは 25 年度より導入した。

中学校（1 学年） 53 校 中学校（2 学年） 57 校 中学校（3 学年） 62 校

(5) 不登校等児童生徒支援

不登校などの課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行った。

小学校 16 校、中学校 38 校

3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改

善交付金の交付事務を行った。

令和5年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、687億円が、その後、第一次補正予算として1,558億円が措置された。

県内市町村立小中学校の施設整備は、当初予算9市町村27事業、補正予算17市町村106事業が、令和6年度事業の前倒しを含めて採択された。

4 少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくり推進事業（義務教育課）

少子・人口減少社会が進み、中山間地域における義務教育の一層の活性化などが大きな課題となる中、平成26年4月に全国に先駆けて「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」を策定した。この方向性のもと、スチューデント・ファーストに立ち、学校の統合や連携により、児童・生徒が集団の中で豊かに学び合える学校環境を実現するため、活力ある学校づくりに取り組む市町村教育委員会に対して、中核となる教員配置等の支援を行った。（中核教員配置 7名）

5 学校現場における働き方改革の推進（義務教育課）

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善することを目的に、働き方改革を推進している。令和3年2月には、新たに小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校における「働き方改革推進のための方策」を策定し、

- 長野県の教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高め、子どもたちへの質の高い教育の実現
- すべての教職員の在校等時間を客観的な方法により年間を通して把握し、時間外在校等時間の縮減を目指し、19項目の取組を進めている。

令和5年度においては公募により、県内の公立小中学校、特別支援学校、高等学校34校が応募し、「活き活き×やりがい職場調査」を実施した。

6 公立高等学校の概況及び生徒募集定員（高校教育課）

令和5年5月1日における公立高等学校の生徒数は、全日制で38,883人、定時制で1,543人であり、前年度に比較して全日制は749人の減、定時制は67人の減となっている。学級数については、全日制が1,073学級で前年度に比較して7学級の減、定時制が128学級で前年度と同数となっている。

令和6年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より240人減の13,720人であった。定時制については、前年度と同数の28学級を募集予定学級数とした。

7 高等学校施設、設備の整備（高校教育課）

(1) 施設

老朽建物等 1 棟の除却を行った。

(2) 設 備

産業教育設備 6 校、理科教育設備 43 校、定時制設備 2 校を整備するとともに、トイレ改修 20 校を行った。

8 県立高等学校入学者選抜方法の改善（高校教育課）

長野県教育委員会では、2017 年（平成 29 年）3 月に全県の高校のあり方に係る基本理念・方針となる「学びの改革 基本構想」を策定した。

この「学びの改革 基本構想」を受け、2017 年（平成 29 年）6 月から「長野県高等学校入学者選抜制度検討委員会」において、望ましい入学者選抜制度のあり方について検討がなされ、2018 年（平成 30 年）3 月に県教育委員会に報告書が提出された。

この報告に基づき、新たな公立高等学校入学者選抜制度について検討を重ね、2019 年（平成 31 年）3 月に「制度（案）」、同年（令和元年）9 月に「制度（第二次案）」と段階を踏んで公表したが、さらに検討を要する様々な御意見をいただいた。

そこで、2020 年（令和 2 年）1 月に今後の対応方針を決定し、制度の導入時期を令和 6 年度入学者選抜として検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症への対応に鑑み、同年 9 月に、導入時期をさらに 1 年延期して令和 7 年度選抜から導入することを決定した。

その後検討を重ね、2021 年（令和 3 年）3 月に制度の第三次案策定に向けた今後の方向性を決定し、「どのような状況下でも変更がなく確実に実施でき、受検生が安心して臨める仕組みにすること」、これを前提に、「新学習指導要領に即し、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を多面的・総合的に評価することができる制度にすること」という制度検討の基本となる考え方を示した。

これを踏まえて検討し、2021 年（令和 3 年）5 月に示した制度案たたき台について寄せられた意見一つひとつを精査し、同年 9 月、制度第三次案を公表した。その後、県下 12 ヶ所における説明会を開催するとともに、ウェブサイト上に制度案の説明動画を掲載し、寄せられた意見をあらためて精査し、2022 年（令和 4 年）3 月新たな入学者選抜制度決定に至った。

2022 年（令和 4 年）4 月、パンフレット「令和 7 年（2025 年）4 月に長野県の公立高校への入学を希望するみなさんへ」を全県の中学 1 年生に配布した。同年 9 月、入学者選抜における学校別実施内容案、入学者選抜要綱案、入学願書（案）、調査書（案）、紙上面接で用いる面接シート（案）を公表した。同年 11 月、「令和 7 年度長野県立高等学校入学者選抜について」、12 月に「教育長メッセージ～令和 7 年 4 月に長野県の公立高校への入学を希望するみなさんへ～」の 2 本の動画をウェブサイト上に掲載。さらに 12 月に「前期選抜学力検査の問題例及び正答・正答例」を掲載した。その後、2023 年（令和 5 年）1 月、県下 5 ヶ所で説明会を開催した。

2024 年（令和 6 年）3 月、調査書（案）について、「行動の記録」欄、「出欠・健康の記録」欄を削除し、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」を「総合所見及び特記事項」に変更した。

9 高等学校における教育費負担等の軽減（高校教育課）

教育の機会均等に寄与し、もって高等学校における就学を支援するため、経済的負担を軽減する必要があると認められる者について、授業料に充てるための就学支援金交付事業や、授業料以外にかかる費用としての奨学給付金給付事業、奨学金貸与事業を実施した。

10 高校改革～夢に挑戦する学び～（高校再編推進室）

令和5年1月の「再編・整備計画【三次】」の確定・公表により全県の再編・整備計画が確定し、具体的な再編・整備計画を進めている。

個別の再編実施計画の策定に向け、再編・整備計画で示した統合新校ごとに「新校再編実施計画懇話会」を開催した。統合校ではない赤穂総合学科新校及び東御清翔高校においては、懇話会に準じて「新校準備委員会」を開催した。

再編・整備計画【二次】に係る須坂新校においては、懇話会での意見集約を踏まえ、具体的な再編・整備を進めるため、令和5年5月に「新校再編実施基本計画」を策定し、令和5年6月県議会定例会において、高等学校設置条例第3条の規定による議会同意を得た。また、同じく再編・整備計画【二次】に係る中野総合学科新校においては、令和5年12月に「新校再編実施基本計画」を策定し、令和6年2月県議会定例会において、高等学校設置条例第3条の規定による議会同意を得た。

再編・整備計画における「再編に関する基準等」について、令和5年度を初年度として適を開始したが、令和6年3月の県教育委員会定例会にてこれを再検討することとし、それに伴い、令和6年度以降、本基準の適用を一定期間留保することを決定した。理由は次のとおり。

- ・ICTの活用による遠隔授業や合同授業など、学び方が多様になってきていること
- ・想定を上回る少子化の進行や通信制高校を選択する生徒の増加等により、中学校卒業生総数に占める公立全日制高校進学者の割合が減少傾向にあること
- ・これらの状況から、再編基準をこのまま継続して適用していくことの妥当性に対して県教育委員会として課題意識を持つに至ったこと
- ・今年度5回にわたり開催した「特色ある県立高校づくり懇談会」の場において、構成員から、「一学校主義を超え、例えば県境校や小規模校ではオンラインを活用するなどしてネットワーク化を図るのはどうか」、「想定以上に進んでいる少子化の中で、現行の再編基準がこの形で本当にいいのか検討する余地があるのではないか」等の意見が出されたこと
- ・県議会においても、再編基準の見直しや今後の高校のあり方などの検討を求める意見が出されたこと

なお、再検討にあたり考えられる論点として、「現行の再編整備計画で示した望ましい

学校規模」、「再編基準に該当した場合の選択肢」、「現行の再編整備計画との整合性」などを示し、検討の場の設置を含めて検討していくこととした。

11 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校における教育課程・指導等の充実や施設・設備の整備などを実施した。

- (1) 令和5年度の特別支援学校在籍児童生徒数は2,625人で前年度と比較して33人増加し、学級数は729で4学級減少した。教員については、令和5年度は自立活動担当教員13人を増員して、各校の専門性の中核となる自立活動チームを編成し、児童生徒一人ひとりの障がいや発達の状況等に応じた教育の充実を図った。
- (2) 特別支援学校児童生徒の副学籍制度を利用し、可能な限り地域の小中学校に通う同世代の友だちと共に学べる機会が拡大するように、引率や連絡調整を行う副学籍コーディネーターを5校に配置した。（副学籍制度導入 74市町村）
- (3) 特別支援学校の施設設備については、校舎の狭隘化による教室不足を解消するために、1校で増築棟を新たに設置した。
- (4) 特別支援学校高等部で、生徒が身に付けた知識、技能、態度などを一定の基準により評価し、認定する「長野県特別支援学校技能検定大会」の清掃部門を12校で、食品加工〈基礎〉部門を4校で、喫茶サービス部門を6会場7校でそれぞれ実施した。
- (5) 小中学校や高等学校において増加している発達障がいのある児童生徒を総合的に支援するため、地域の連携体制を中心となって推進する人材育成を目指した、「地域の中核となるコーディネーター養成研修」や「高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会」の開催、各校の要請に応じて指導主事等を派遣する「発達障がい支援力アップ出前研修」などを実施した。
- (6) 小中学校における発達障がいのある児童生徒の学びの場の充実として、小学校8校、中学校6校にLD等通級指導教室を新たに設置した。また、小学校1校に言語障がい通級指導教室を新たに設置した。
- (7) 学校教育法施行令の一部改正（H25. 9）を受け、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実を図るため、市町村教育委員会に対して、今後の就学相談のあり方、就学に係る手続き、就学後の一貫した支援について説明した資料を配布し周知を図った。
- (8) 小・中学校における学びの場の検討や校内支援体制の充実のため、関係者に「適切な学びの場」ガイドラインの周知を図った。

12 私学・高等教育の振興（県民文化部県民の学び支援課）

- (1) 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

- (2) 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高

等学校連絡協議会を開催した。

(3) 私立学校等の振興及び保護者負担の軽減

私学教育の振興及び保護者負担の軽減を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助、私立学校等就学支援事業交付金（高等学校等就学支援金）の交付などを実施した。

(4) 学校法人等の指導、監督

学校法人及び私立学校が適正な学校運営等が行われるよう指導・助言を行った。

また、学校へ直接訪問して現地調査を行い、学校法人や学校運営等への指導と教員免許状の確認等を実施した。

(5) 高等教育の振興施策

県内高等教育機関の魅力向上と産学官連携による県内への人材定着のため、県内大学等の魅力発信や大学生等のインターンシップ支援などを実施した。

13 学校教育の指導充実（学びの改革支援課）

(1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、生き生きと活動し、主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。また、学習指導要領の趣旨や要点の周知・徹底を図った。

① 学習指導要領の趣旨の実現に向けて、キャリアステージに応じた研修の充実や「教育課程編成・学習指導の基本」等の作成により、教職員の資質の向上、授業改善の推進を支援した。

② 各郡市の教育課程研究協議会及び指導主事・専門主事の学校訪問等の機会を捉え、学習指導要領の趣旨や要点についての説明を行った。

(2) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育の充実強化を進めた。

14 「探究的な学び」推進事業（学びの改革支援課）

昭和 63 年度から平成 5 年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成 6 年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施し、平成 19 年度から「魅力ある高校づくり推進事業」、平成 30 年度から「『探究的な学び』推進事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化、特色化を図るものである。

① 「探究的な学び」の推進による授業改善

② 教育課程編成方針に基づく特色あるカリキュラムづくり（コース制、類型・選択制の充実）

③ 学校間連携による単位認定の導入

④ 個別学習、学び直し等基礎学力定着の工夫

⑤ 社会に開かれた教育課程の推進、キャリア教育の充実

- ⑥ 大学教官による出前授業や大学の研究室訪問等、高校・大学の連携推進
- ⑦ ICT 機器を活用した授業研究・実践

15 学力向上の推進（学びの改革支援課）

多様化する児童生徒の実態を踏まえ、学力調査等を基に、求められる資質・能力が育成されるよう、授業改善の推進や教員の指導力向上のための事業に取り組んだ。

(1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実

- ① 進学対策集中講座・講演会等
- ② 大学入試問題の活用
- ③ 進路情報の活用
- ④ 進路指導書籍の充実
- ⑤ 高大連携の推進
- ⑥ 「探究的な学び」の推進
- ⑦ 「学習評価」研修会等による指導力の向上
- ⑧ 就業体験活動の実施

(2) 進路指導等研究協議会

生徒が主体的に進路を選択する力の育成を図るとともに、その希望進路の実現が保障されるような進路指導のあり方についての研究協議を参集 1 回、オンライン 1 回それぞれ実施した。

16 時代の変化に応じた学び・教育の推進（学びの改革支援課、県民の学び支援課）

(1) 国際理解教育事業

① 外国語指導助手（ALT）の配置

英語の「コミュニケーション能力」（学習指導要領）の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国語指導助手（ALT）43 名を配置し、英語の授業、課外活動等の充実を図った。

② 小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、児童の国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、指導主事による学校訪問支援や教育課程研究協議会での研修、総合教育センター等での研修を行い、教員の指導力向上のための取組を推進した。

③ 外国人児童生徒等指導研修事業

指導に携わる教員等を対象とした研修会を開催し、外国人児童生徒等に対する適切な指導の推進を図った。

(2) 主権者教育の推進

公職選挙法等の一部改正により、選挙権年齢が「18 歳以上」に引き下げられたことを受け、平成 27 年度から長野県選挙管理委員会と連携協定を締結している（3 年毎に更新）。この協定に基づく出前授業や文部科学省・総務省作成の副教材等を活用し、主権者教育に

係る取組を推進した。

(3) キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養い、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指すとともに、社会的・職業的な自立のための基盤となる能力や態度の育成のため、「長野県キャリア教育ガイドライン」を、令和元年度に改訂し、系統的・体系的で地域と連携したキャリア教育を推進した。

(4) ICT 機器を活用した学びの充実

県内の公立学校における教員の I C Tに係る負担を軽減を支援したり、I C T機器を活用した探究的な学びの実現を支援するために「G I G Aスクール運営支援センター」を設置した。更に各校の I C T活用を牽引する教員の育成を目指して Google Kick Start 研修や Google 認定教育者資格取得に向けた研修講座を実施した。総合教育センターでは「情報モラル」教育の充実や、クラウドを活用した授業を行うための研修を実施した。

(5) 理数学力の伸長

県内 S S H指定校・理数科等設置校及び県内大学が連携して「信州サイエンスキャンプ事業推進委員会」を構成し、県内高校生の理数学力を伸長するための「信州サイエンスキャンプ事業」を行った。

(6) 「信州学」の推進

地域に根ざした探究的な学びの総称としての「信州学」の取組を、すべての県立高等学校において推進した。

(7) 高校生海外留学支援事業「信州つばさプロジェクト」の推進

県企画プログラム(アメリカ、台湾、カンボジア、マレーシアの4コース)と個人留学支援を実施した。県企画プログラムには93名が参加し、個人留学支援では10名に支援を行った。

(8) 「信州学び円卓会議」開催事業

これからの子どもたちにとって学びの選択肢の充実や個別最適な学びを実現するために何が必要かを幅広く検討し、関係する様々な主体における取組や県民全体の機運醸成につなげることを目的に、信州学び円卓会議運営委員会を設立し、「長野県の子どもたちにとって最適な学びのあり方」をテーマに議論をする信州学び円卓会議や、県民自身がこれからの学びのあり方を考える県民意見交換会を開催した。

17 生徒指導の充実（心の支援課）

(1) いじめ・不登校等生徒指導総合対策事業

長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年3月19日施行）に基づき県民総ぐるみでいじめ防止等の取組がなされるよう、事業・施策の改善を図った。

① 長野県いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関係する機関及び団体をもって構成し、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするための協議を行った。

② 長野県学校支援チーム

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するため、学校における児童生徒の健全育成に資することを目的とし、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「長野県学校支援チーム」の連絡会議を行った。

(2) スクールカウンセラー事業

児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助をするため、心理の専門家であるスクールカウンセラー108名を、全ての小・中学校へ配置、高等学校、特別支援学校へは必要に応じて派遣した。

(3) スクールソーシャルワーカー活用事業

教育事務所に39名のスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校相談員や生徒指導専門指導員との学校訪問を踏まえ、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて、学校や関係機関と連携した支援を行うとともに、地域における相談支援体制を整備した。

(4) 不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業

不登校児童生徒の学習機会を確保し、社会的自立に向けた支援のため、市町村と連携した支援体制の構築や不登校児童生徒の支援者等との連携を行った。

(5) 学校生活相談体制充実事業

「学校生活相談センター」において24時間体制で学校生活に関する相談に対応した。指導主事とともに臨床心理士を配置し、電話、メールでの相談及び来所相談に応じた。

また、中・高校生等を対象としたLINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」を毎週水曜日と長期休業前後の77日間実施し、1,201件の相談に対応した。

18 教職員研修の充実等（学びの改革支援課）

本県教育の現状と課題を踏まえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

- ① 教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化
- ② 指導の見直し・幼児児童生徒理解に基づく日常授業の工夫・改善
- ③ 相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立

(2) 総合教育センター研修の改善充実

- ① 経験や職責に応じた系統的な研修の充実
- ② 多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実
- ③ 新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実

(3) 義務校長研修会、義務教頭研修会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実

(4) 初任者研修事業

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させること

を目的に研修を実施した。

(5) キャリアアップ研修Ⅰ

在職期間 5 年目を迎えた教員に対して、授業づくりや学級改善、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。

(6) キャリアアップ研修Ⅱ（中堅教諭等資質向上研修事業）

在職期間 10 年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。

(7) キャリアアップ研修事業Ⅲ

40 歳代の教員に対して、自己実践を振り返り、充実期の教員として専門性や人間性を高めるとともに、ミドルリーダーに求められる実践力の向上を図った。

(8) 臨時的任用教員研修事業

臨時的任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

(9) 「学びの改革」フロンティアスピリッツ事業

専門的な知見や他都道府県の取組などを知り、自らの実践に取り入れることで、教員の資質能力や意欲の向上を図ることを目的に、「学びの改革」フロンティアスピリッツ事業としてキャリアステージに応じた教員の自主企画研修を支援した。

19 信州教育の信頼回復に向けた取組

（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、学びの改革支援課、心の支援課、文化財・生涯学習課、保健厚生課）

平成 25 年 7 月に策定した「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」や、「わいせつな行為根絶のための特別対策」（平成 28 年 10 月策定、平成 31 年 4 月改訂）に沿った施策を着実に実施した。

また、近年の懲戒処分件数の増加傾向を受けて、専門家から、非違行為が発生する原因や対策に関する助言を得るため、コンプライアンスアドバイザー会議を 2 回開催し、「教職員の非違行為防止に向けた今後の対策」をとりまとめた。

Ⅱ 生涯学習・社会教育の振興

1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

(1) 県生涯学習推進センターにおいて、地域課題への対応や持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成のため公民館職員等への研修の実施とともに、情報提供・調査研究を行った。

(2) 県立長野図書館においては、情報・知識基盤社会における多様な県民の「知の拠点」としての役割を果たすため、県全体の図書館サービスの中核たる県立図書館としての機能を強化し、市町村立図書館及び学校図書館等とともに様々な情報を活用した図書館づくりを進め、「誰もが主体的に学ぶことができる環境づくり」を推進した。

- (3) 令和4年度に開始した県内全 77 市町村と県による協働電子図書館“デジとしょ信州”のサービスの一つとして、令和5年7月から「視覚障がい者専用電子図書館・アクセシブルライブラリー」の利用登録を開始し、県内の読書バリアフリー環境の整備・充実を図った。

2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者研修事業を行った。
- (2) 公民館活動の活性化による地域力の向上を図るため、県生涯学習推進センターの公民館の活動支援を強化し、長野県公民館運営協議会と連携した研修や実践型講座の開催、公民館支援専門員による訪問指導や電話等による相談などを実施した。

Ⅲ 地域とともに取り組む子どもの未来づくり

1 学校・家庭・地域の連携協力（文化財・生涯学習課）

- (1) 信州型コミュニティスクールの促進

保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行う「信州型コミュニティスクール」の取組の充実を図るため、市町村教育委員会・学校への訪問、学社連携・協働意見交換会、教職員や地域コーディネーター等に対する研修を行ったほか、助言等の支援を行う信州型C Sアドバイザー派遣を実施した。

- (2) 放課後子ども教室推進事業

国策定の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に小学校の余裕教室等において、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。

また、大学生や教員OBなど地域の方々の協力・参加を得て、小・中学生の学習習慣の定着や基礎学力の向上を図る学習支援活動（地域未来塾）を引き続き推進した。

2 子どもを支える環境づくり（次世代サポート課、こども・家庭課）

- (1) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブを運営する市町村に対し、運営費及び施設整備費の補助を行い、活動の充実を図った。
- (2) 「長野県子どもを性被害から守るための条例」に基づき、子どもの性被害防止等に向けた取組を行った。また、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、関係機関による長野県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置し、情報交換等のための協議会を開催した。
- (3) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。
- (4) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環

境のチェック活動等を行った。

- (5) 「ひまわりっ子育て県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。
- (6) 18歳までの子どもの専用電話である「チャイルドライン」の活動を支援した。
- (7) 学習支援や食事提供など複数の機能を提供する子どもの居場所「信州こどもカフェ」の取組を推進した。
- (8) 不登校児童生徒等の子どもたちにとって多様な学びの選択肢を確保するとともに、一人ひとりの子どもの特性や状況に応じた質の高い学びを継続的に実現していくために、フリースクール等民間施設に関する公的認証制度について検討する「信州型フリースクール認証制度検討会議」を行った。

3 少年自然の家の運営等（文化財・生涯学習課）

- (1) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、指定管理者による質の高いサービスの提供と効率的な少年自然の家の施設運営を行った。
- (2) 望月少年自然の家において、不登校傾向の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、子どもたちの自主性、社会性など「生きる力」の育成を図るため、「ふれあい自然体験キャンプ」を開催した。

IV 芸術文化の振興及び文化財の保護

1 芸術文化の振興（学びの改革支援課）

- (1) 学校巡回劇場等を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業、高校芸術フェスティバル、信州総文祭後継文化部活性化事業、大会生徒派遣事業への助成等により高校生の文化活動の推進を図った。

2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣類保存講習会を開催した。
- (7) 県立歴史館において、「主張する古墳－新たなシナノの古墳時代像－」展や「信州やきもの紀行－江戸から明治へ－」展などの企画展を開催した。また、信州ゆかりの歴史資料

の収集、整理等を進めたほか、専門性を活かし、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供し、文化の振興を図った。

- (8) 特定歴史公文書の保存と利活用を図るため、県立歴史館において、特定歴史公文書の収集、整理、公開を行った。

V 学校保健・安全の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

2 児童・生徒の保健管理の充実（保健厚生課）

- (1) 児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。
- (2) 学校保健の一層の推進を図るため、保健主事、養護教諭の研修会及び研究協議会を開催した。また、若手養護教諭の支援を行う各地区のリーダーを養成するため、養護教諭育成支援リーダー研修を実施した。

3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

- (1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、県教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図った。また、所属所安全衛生委員会の活性化等を推進するために労働安全衛生研修会を開催するなど、安全衛生管理体制の充実を図った。
- (2) 管理監督者及び年代別のメンタルヘルス研修会を開催するとともに、精神神経系疾患による休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、職場復帰訓練を実施した。
さらに、学校現場におけるメンタルヘルスの取組を支援するため、管理監督者メンタルヘルス相談事業を実施した。

4 食育の推進（保健厚生課）

- (1) 教科と連携した食育授業研究実践校として県下4校を指定し、学校全体で食に関する指導を推進した。社会科で1校、英語で1校、特別活動の時間で1校、総合的な学習の時間で1校が教科と連携した授業を行い、「感謝の心」「食品を選択する能力・食文化」「心身の健康」などが育まれるよう指導を行った。また、他校における食育の取組に活かしてもらうため、実践内容や結果を栄養教諭等の研修で報告した。
- (2) 栄養教諭等の指導力向上のための研修を実施したほか、全国学校給食週間（1月24日～30日）に合わせ、長野県庁食堂「ししとう」及びホテル信濃路で学校給食メニューを提供する「学校給食フェア」を開催した。

5 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等における指導方法改善のための講習会及び研修会を開催したほか、授業における実技指導協力者や運動部活動指導者の派遣事業及び部活動指導員任用補助事業を実施した。また、将来にわたり持続可能な運動部活動の構築を目指し、平成 30 年度に改定した「長野県高等学校の運動部活動方針」に加え「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」及び「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を新たに策定し、部活動の地域クラブ活動への推進及び普及啓発を図った。
- (2) 児童生徒の体力向上を図るため、各種研究協議会、体力・運動能力実態調査を実施するとともに、「キッズ運動遊びどこでもゼミナール」や「体づくり運動」実技講習会の開催により長野県版運動プログラムの普及を図るとともに、講習会を受講した地域の指導者による幼・保育園、小学校低学年の遊び・体育の授業支援により同プログラムの定着を図った。また、運動習慣づくり、運動実施時間確保への一助となるよう w e b 上での競技会（「ながのスポーツスタジアム」）等を行った。

6 生涯スポーツの振興（スポーツ課、国民スポーツ大会準備室）

- (1) 広域スポーツセンター（体育センター）、各教育事務所及び（公財）長野県スポーツ協会（中間支援組織）と連携して、総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援、自立支援を図った。
- (2) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所において講習会等を開催したほか、スポーツ指導者養成のための助成を行った。
- (3) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。
- (4) 令和 10 年開催予定の第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に向けて、国スポ競技会場の選定を実施した。

7 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 1 年延期の令和 10 年開催予定となった第 82 回国民スポーツ大会に向けて、開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、県民の期待に応え、大会終了後も見据え、将来にわたり持続・定着できる競技スポーツの振興を目指し、総合的かつ着実に推進するために、知事を本部長とする長野県競技力向上対策本部を設置した。平成 31 年 3 月には、天皇杯・皇后杯の獲得を目標に掲げ、計画的・戦略的な競技力向上を図るため「長野県競技力向上基本計画」を策定したが、延期に伴って令和 3 年 7 月に基本計画の改定を行った。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するため、SWANプロジェクトの 15 期生を選考し、育成を行った。

Ⅵ 人権教育の推進

1 学校人権教育（心の支援課）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「長野県人権政策推進基本方針」、「人権教育推進プラン」及び「人権教育指導資料集」の周知を図った。
- (2) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (3) 小・中・高の一貫した人権教育の推進を図るため、県内の各ブロックに、学校人権教育連絡協議会を開催した。（春季・秋季）
- (4) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果を引継ぐとともに、新たな指導方法を効果的に学ぶための研修の場として、学校人権教育ファシリテーター研修会を開催した。
- (5) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・4コマ漫画を募集し優秀作品を表彰した。

2 社会人権教育（心の支援課）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践的な取組について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育の具体的な推進方法の究明、地域住民とともに活動する指導者（地域の人権教育リーダー）の資質の向上と、指導力の強化を目的として、市町村教育委員会、学校、社会教育団体、企業内人権教育等を対象に社会人権教育研修会を5会場で実施した。
- (3) 人権教育の情報交換や人材情報等の有効な情報を共有できるネットワーク（基盤）を構築するための会議を実施した。
- (4) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業補助金として助成した。
- (5) 企業やNPO法人等の各種団体・組織・地域コミュニティーにおける社会人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年1回作成した。
また、人権・男女共同参画課と共同で「人権ながの」を作成した。
- (6) 人権問題に取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。

Ⅶ 困難を抱える子ども・若者への支援

1 困難を抱える子ども・若者への支援（次世代サポート課）

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、県内4圏域（東信・南信・中信・北信）で「長野県子ども・若者サポートネット（長野県子ども・若者支援地域協議会）」の運営を行った。
- (2) ニート、ひきこもり等の子ども・若者に対する専門的自立支援の場を運営する支援団体

への助成を行った。

- (3)教育、福祉分野の関係者を対象にヤングケアラー支援のための知識、技術力向上を目的とした研修会を開催した。

2 悩みを抱える子どもへの支援（児童相談・養育支援室）

- (1) いじめ、体罰等に悩み苦しむ子どもを人権侵害からの救済につなげるため、様々な悩みに幅広く対応する総合相談窓口として「長野県子ども支援センター」を運営し、1,288 件の相談に応じた。
- (2) 人権侵害に悩み苦しむ子どもの最善の利益を実現するため、「長野県子ども支援委員会」を2回開催し、子ども支援センターで受けた相談に関する助言等を行った。